

危機事案・暮らしの安心対策特別委員会記録

1 会議の日時	<p>令和8年3月3日</p> <p>開 会 午前 9 時 5 7 分</p> <p>閉 会 午前 1 0 時 2 2 分</p>	
2 会議の場所	第4委員会室	
3 出席者	委 員	<p>委員長 猫田 孝 副委員長 野島 征夫</p> <p>委 員 伊藤 正博 佐藤 武彦 平岩 正光</p> <p>川上 哲也 山内 房壽 森 治久</p> <p>平野 恭子</p>
	オブザーバー	(なし)
	傍聴議員	(なし)
	執 行 部	別紙配席図のとおり
4 事務局職員	<p>主査 古田 健児 主事 河村 知紗</p>	

5 会議に付した案件

件

名

審 査 の 結 果

- 1 県有施設の長寿命化対策に関する調査について
 (1) 岐阜県公共施設等総合管理基本方針の概要と進捗状況等について
- 2 令和7年度中間報告について
- 3 その他

6 議事録(要点筆記)

○猫田孝委員長

ただいまから、危機事案・暮らしの安心対策特別委員会を開会する。

本日の委員会は、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針の概要と進捗状況等について」及び「令和7年度中間報告」について、御協議いただくため、開催したものである。

最初に、岐阜県公共施設等総合管理基本方針の概要と進捗状況等について、執行部の説明を求める。

(執行部説明)

○猫田孝委員長

ただいまの説明に対し質問はあるか。

65年を経過した建物は建て替えるのか、使えるものは使うのか。

○高井管財課長

本日の資料で示した施設類型ごとの維持保全・再整備に向けた基本的な考え方のとおり、施設の状況を見ながら検討していくことになる。施設によって65年以上使うもの、65年を待たずに再整備に着手するものがある。

○猫田孝委員長

65年を経過していない建物でも状態が悪いものは建て替えるということか。

○高井管財課長

例えば、福祉施設については今後、順次、再整備に着手することとしており、65年を待たず、利用者の利便性を重視して再整備を進めていく。この県庁舎も65年を待たず、防災面を考慮して建て替えを行った。築65年で一律に建て替えるのではなく、状況を見ながら使用を継続するものもあれば、前倒して整備していくものもある。

○猫田孝委員長

昨年度の長寿命化対策を実施した建物も、築年数は異なるのか。

○高井管財課長

例えば中濃総合庁舎は築52年、寿楽苑は築32年など、築年数は様々。それぞれ必要な時期に必要な長寿命化対策を実施している。

○猫田孝委員長

状態が悪いところは直すということか。

○高井管財課長

状態が悪い箇所の修繕等も行うが、悪くなる前に予防的に直すものも含まれている。

○森治久委員

高校等については、高校教育改革に係る実行計画に併せて施設の整備も検討するのか。

○野中教育総務課長

国のグランドデザインを踏まえ、実行計画の策定に向けて検討していくが、そのひな形が示されていないため、施設の整備についてどの程度盛り込むか等、今後詰めていきたい。

○佐藤武彦委員

基本方針の対象期間は令和7年度から令和20年度までとあるが、その前の平成27年度から令和6年度までの計画は終わったということか。

○高井管財課長

第1期の基本方針が令和6年度で終期を迎えたため、令和7年度からの第二期基本方針を新たに策定したものの。

○佐藤武彦委員

長寿命化対策を実施したことにより、建物の法定耐用年数はどうなるのか。

○高井管財課長

税法上の耐用年数と実際に建物が使用できる年数は考え方が異なる。例えば、鉄筋コンクリート造は標準的な使用期間が65年程度と言われており、県ではこれを用いているが、施設の立地環境、使用方法によって65年で一律に使用できなくなるものではなく、65年より長く使用できる施設もある。

○佐藤武彦委員

実際の劣化状況を見ながら、計画に基づき長寿命化を図り、少しでも長く、費用を抑えつつ使用していくという理解でいいか。

○高井管財課長

そのとおり。施設の状況をしっかり確認しながら、使えるものは使っていく、直すものは直していく。

○猫田孝委員長

令和20年度に築65年を迎える建物は44と多いが、どう対応していくのか。

○高井管財課長

今後、65年を迎える建物は増えていくため、施設類型ごとの基本的な考え方に沿って再整備等を検討していく。

○川上哲也委員

長寿命化対策を実施し、使用可能期限を延長すると、再度使用期限が近づいてくることが延々と続くことになるが、本当に耐えられるのか。

○高井管財課長

躯体が使えない場合には長寿命化の実施は不可能であるため、建て替え等を検討せざるを得ない。躯体が使用可能であれば、設備を変えつつ長く使用していくこともできる。施設ごとに状況を見て、更なる長寿命化が可能か見極めていくことになる。

○川上哲也委員

例えば50年使用可能とされていた場合、さらに15年使えるとなると、短期間のサイクルで建て替え等の検討が必要な建物が次々増えていくことになるが、財政面で耐えられるのか。

○高井管財課長

財政状況が非常に厳しい中で、人口減少や行政需要の変化、個別の施設の状況等を踏まえて検討していくことになる。

○猫田孝委員長

土木施設に関する長寿命化の考え方は。

○所道路維持課長

施設ごとの長寿命化修繕計画に基づき、損傷が小さいうちに早期に修繕する等、計画的に長寿命化対策に取り組んでいる。

○伊藤正博委員

今後築65年を迎える建物について、類型ごとに基本的な考え方を示されているが、当面5～10年を見据えてどのように長寿命化を進めていくのか。

○高井管財課長

高校については来年度策定する計画を踏まえて検討することだが、それ以外の施設で今後5～6年以内に築65年を迎える建物については、順次、他施設への移転や、使用の延長などを検討している。職員宿舎については、既に利用停止の手続きをとっているものもある。

○猫田孝委員長

質問も尽きたようなので、この議題は終了する。

次に、「令和7年度中間報告」について、協議を行う。

文案については、あらかじめ準備し、手元に配付したとおりである。

この中間報告案について、意見はあるか。

(「意見なし」)

○猫田孝委員長

意見もないようなので、中間報告の文案については正副委員長に一任いただきたいと思うが異議はあるか。

(「異議なし」の声あり)

○猫田孝委員長

異議もないようなので、そのように決定する。

議題については以上であるが、その他、何か意見はないか。

(「意見なし」)

○猫田孝委員長

意見がないようなので、本日の委員会を閉会する。

危機事案・暮らしの安心対策特別委員会 配席図

令和8年3月3日

第4委員会室

